



憲法は、あなたが人間らしく生きるための権利と義務を定めています。



リバラビが見つけた宝もの「憲法」は、国会・内閣・裁判所といった国家の権力を制限し、私たち国民の人権を守るためにあります。もし、自由や平等を無視して人権を侵害するような法律ができたりすると、「違憲」(いけん!)と宣言して、その法律を無効にします。だから、憲法は国の最高法規とされています。その憲法の頂点にあるのが「個人の尊厳」を謳った憲法13条です。

憲法は”法律”ではありません

国会が制定する法律と違い、憲法は私たち国民の手によって創られます。憲法は、基本的人権の保障のための手段として、統治機構(国会・内閣・裁判所)を位置づけています。

キャラクター紹介



2匹あわせて「リバティータビット(リバラビ)」

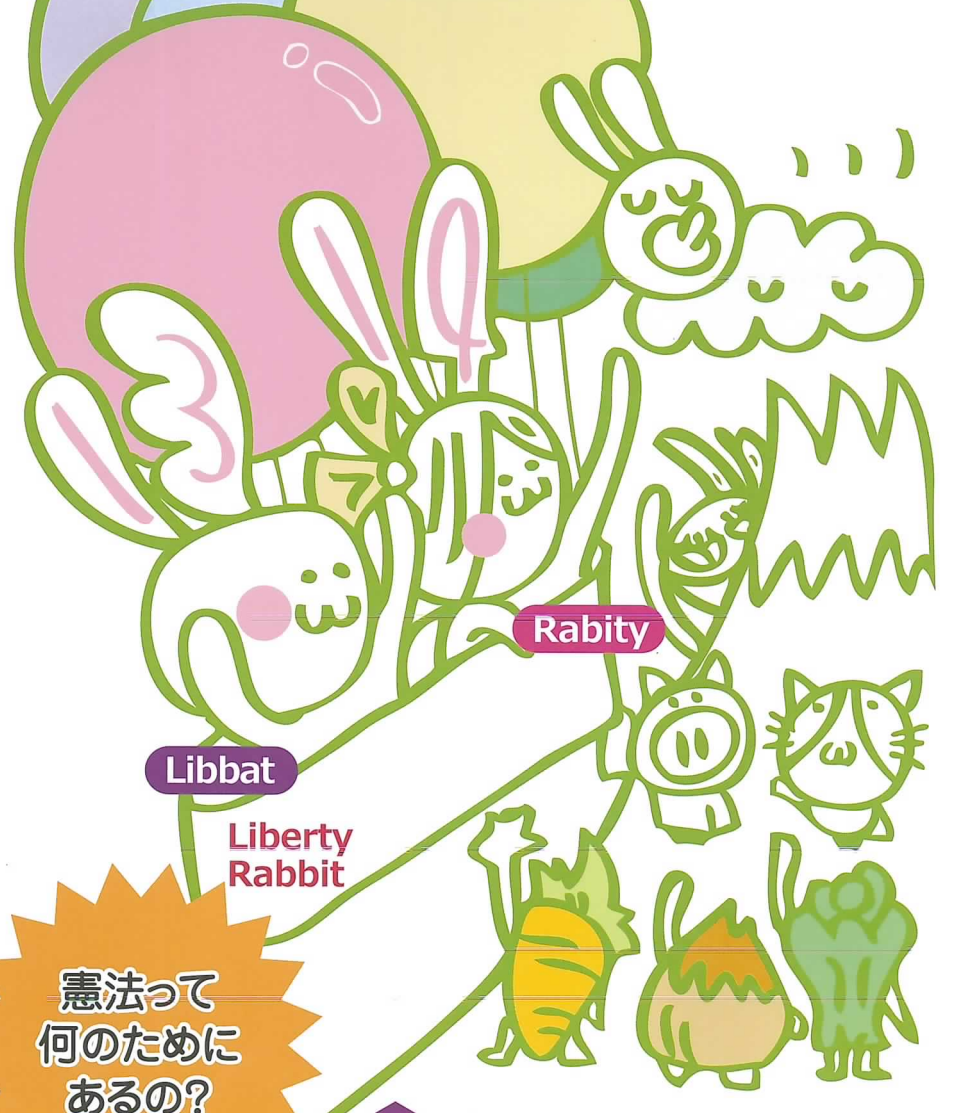
- Q1 リバラビが見つけたみんなを幸せにする宝もののはなにかな?
- Q2 1のなかで一番大切な条文は何条かな?
- Q3 1は何のためにあるのかな?

memo/name

製作：一般社団法人リーガルパーク 〒150-0011 東京都渋谷区東 3-25-3-203 TEL03-6418-2354
監修：齋藤孝(明治大学教授)

Ken-pō! map

わたしたちの宝もの「憲法」を探しに行こう!



気球に乗って旅に出たリバットとラビティは、独裁者・黒ラビが支配する『暗黒島』に降り立ってしまいました。この島では、みんな暗い顔をしています。リバラビ! はやく、みんなの権利を取り戻す『大切な宝もの』を見つけ出して!

勉強や調べものなんてさせないぞ。黒ラビさまが真理だ。

何も言わず、だまって暮らせ。言いたいことはガマンしろよ。

まさか、ニンジンのことなんて考えていないよな。

困っていても助けてやるもんか。ウサギらしい生活ができると思うな。

学校なんて、この島にはないのだ。生意気だぞ。

おまえのものはおれ様のもの。おれ様のものもおれ様のもの。あはは。

黒ラビさまだけを信じろ。ピーマンに祈れ!

おまえが住む場所は黒ラビさまが決めてやる。そこでピーマンを育てるのだ。

ウサギも生まれたときから差別されているのさ。残念だったな。

休まず働け。お金なんてやるか。子ウサギだって働け。

選挙なんて必要ないぜ。おれ様が支配者だ!

罪をおかしてはくたして、捕らえてやるぞ。おれ様の言うとおりにしろ。

好き合っても結婚できないぞ。おれさまの許しがいるのだ。

おまえが住む場所は黒ラビさまが決めてやる。そこでピーマンを育てるのだ。

ウサギも生まれたときから差別されているのさ。残念だったな。

休まず働け。お金なんてやるか。子ウサギだって働け。

選挙なんて必要ないぜ。おれ様が支配者だ!

好き合っても結婚できないぞ。おれさまの許しがいるのだ。

罪をおかしてはくたして、捕らえてやるぞ。おれ様の言うとおりにしろ。

おまえが住む場所は黒ラビさまが決めてやる。そこでピーマンを育てるのだ。

ウサギも生まれたときから差別されているのさ。残念だったな。

休まず働け。お金なんてやるか。子ウサギだって働け。

選挙なんて必要ないぜ。おれ様が支配者だ!

暗黒島で、大切な宝もの「憲法」を見つけ出したリバラビ。暗黒島は「幸福島」に変わりました。憲法があるこの島はいつまでも光り輝き続けます。

自由島 国から邪魔されないぞ

23条 何かを調べたり、勉強することも自由です。調べたり勉強してはいけないことなどありません。

21条 あなたの考えを自由に発表しましょう。本を書いてもいいし、集会を開いてもいいし、同じ考えの人が集まってグループを作ってもかまいません

19条 頭のなかでどんなことを考えても自由です。誰かに、考えを押し付けられることはありません

25条 あなたは、人間らしく生きることができます。病気などで生活に困ったときには、国があなたのことを守ります。

26条 自立して生きていくため、すべての人には、教育を受けるチャンスがあります。

29条 あなたの物が、誰かに取り上げられるようなことはありません。あなたの物であれば、あなたが自由に使えるし、売ってもかまいません。

20条 誰かに信じる宗教を決められることはありません。どんな宗教を信じてもかまいません

18条 誰も奴隷なんかにはされません。罪を犯したとき以外には、やりたくないことをやられることもありません

22条 あなたは、やりたい仕事を自由に選んで働くことができます。どこに住んでもいいし、外国に行くのだって自由です

13条 幸福追求島

14条 平等島 あなたの性別や人種、家柄などによって差別されることはありません

24条 2人の気持ちが一致するだけで結婚することができます。誰の許しも必要ありません。

31条~40条

15条 参政島 みんなの代表者は選挙で決めます。選挙ではだれに投票しても自由ですし、あなたが立候補して代表者になることもできます

16条

17条

30条 納税の義務

27条 きちんとお給料をもらって、働きやすい環境で、働くことができます。

28条 勤労の義務

困ったときは国が手をさしのべて **社会島**

日本国憲法 「第3章」国民の権利及び義務

第24条 家庭生活における個人の尊厳と両性の平等

①婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第22条 居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由

①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第14条 法の下の平等、貴族の禁止、栄典

①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第30条 納税の義務

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第15条 公務員の選定及び罷免の権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障

①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第10条 国民の要件

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 基本的人権の享有

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第16条 請願権

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 国及び公共団体の賠償責任

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第13条 個人の尊重と公共の福祉

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第27条 勤労の権利義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止

①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③児童は、これを酷使してはならない。

第26条 教育を受ける権利、義務教育

①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第25条 生存権、国の社会的使命

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第28条 勤労者の団結権

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権

①財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第20条 信教の自由

①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密

①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第19条 思想及び良心の自由

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第23条 学問の自由

学問の自由は、これを保障する。

第31条 法定の手續の保障

何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 裁判を受ける権利

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 逮捕の要件

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官署が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第18条 奴隷的拘束及び苦役からの自由

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第34条 抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼することのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基づいて奪はれ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

②搜索又は押収は、権限を有する司法官署が発する各別の令状により、これを行ふ。

第35条 住居の不可侵

①何人も、その住居、書類及び所持品については、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基づいて奪はれ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

②搜索又は押収は、権限を有する司法官署が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 拷問及び残虐刑の禁止

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 刑事被告人の権利

①すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

②刑事被告人は、すべての証人に対して審問の機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手段により証人を求める権利を有する。

③刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 供述の不強要、自白の証拠能力

①何人も、自己に不利な供述を強要されない。

②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

③何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 遡及処罰の禁止・一事不再理

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 刑事補償

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。